

～新たなまちづくり活動を応援します！～

延岡市『市民まちづくり活動支援事業』

平成23年度 募集要項



延岡市は、市民主体による協働のまちづくりの推進及び合併後の新市の一体感の醸成を図るため、平成19年度より「市民まちづくり活動支援事業」を実施しています。

この事業は、広く市民活動団体等から、新たなまちづくり事業を公募し、検討会議での検討を経て決定された事業に対して補助金を交付するものです。

1. 申請できる団体

延岡市内に活動拠点を有する非営利活動団体（市民活動団体、自治会、ボランティアグループ、NPO法人等）で、平素の自主活動について、他の機関・団体から資金的援助（協賛金、寄附金を除く）を受けていない市民活動団体等です。

2. 対象となる事業

自らの企画提案によるもので、**原則として新たに実施する公益性の高い事業**です。具体的には、市内において実施する次の活動のいずれかに該当するものを対象とします。

(1) まちづくり活動

- ①市民公益活動（一般的なボランティア活動、イベント開催等）
- ②コミュニティ活動（地域福祉、防災、防犯などの地域住民活動）
※特定地域において従前より行われているイベント（まつり、体育大会、交流会、祝賀会の類）は対象となりませんのでご注意ください。

(2) 地域間交流・連携活動

子供を含む地域住民、団体が旧市町間を越え、相互に交流・連携する活動

(3) 伝統文化活動

各地域、集落に残る伝統文化の継承活動の一環として、必要な衣装や道具類を整備する活動

《対象外とするもの》

- (1) 営利を目的として実施されるもの（チケット販売等の収益事業等を含む）
- (2) 政治的活動または宗教的活動に関するもの
- (3) 公共の安全及び秩序又は善良な風俗を害するおそれのあるもの
- (4) 活動の効果や利益が特定の個人や団体のみに限られるもの
- (5) 施設の建設、整備又は維持管理を主な目的とするもの
- (6) 他の助成制度（補助金・融資等）の対象となり、補助金等の交付を受けるもの



3. 活動種類ごとの補助率・補助金交付の限度額

補助金の交付対象となる活動種類ごとの補助率及び補助金交付の限度額等は、次のとおりです。

活動の種類	補助率	継続可能期間	補助限度額
(1)まちづくり活動			
①市民公益活動	補助対象経費の5分の4以内	最長3年	50万円 ただし、2年目及び3年目はそれぞれ前年度交付額の3分の2以内
②コミュニティ活動	補助対象経費の5分の4以内	最長3年	50万円 ただし、2年目及び3年目はそれぞれ前年度交付額の3分の2以内
(2)地域間交流・連携活動	補助対象経費の5分の4以内	最長3年	25万円 ただし、2年目及び3年目はそれぞれ前年度交付額3分の2以内
(3)伝統文化活動	補助対象経費の10分の9以内	1年のみ	100万円

4. 補助の対象となる経費

前記2.の補助対象事業に係る経費のうち、活動の種類別で次に掲げる経費を対象とします。

活動の種類	項目	経費の種類（具体例）
まちづくり活動、 地域間交流・連携活動	報償費	講師・出演者等への謝金、参加者への賞品若しくは参加賞
	旅費交通費	講師、出演者等の旅費（団体会員の日常の活動費は含まれない）
	消耗品費	事務用品、材料、道具等の購入又は資料の作成等に要する費用
	印刷製本費	チラシ、ポスター等の作成、印刷等の費用
	燃料費	灯油、ガソリン等の費用（団体等の管理運営経費は含まない）
	光熱水費	電気、ガス、水道料等（団体等の管理運営経費は含まない）
	通信費	電話料、郵便料等（団体等の管理運営経費は含まない）
	広告費	新聞広告料等
	保険料	イベント等の開催時に加入する保険料等
	使用料・賃借料	会議、イベント等で使用する施設使用料、物品の賃借料等
	その他の経費	対象事業の実施のために必要な経費で検討会議が特に必要かつ相当と認められた経費
伝統文化活動	備品購入費	活動における衣装、備品の購入費

《補助対象とならない経費》

- (1) 食糧費
- (2) 団体内会員への謝礼金、人件費及び旅費
- (3) 団体等の運営経費 など



5. 申請時に提出する書類

事業の申請（応募）をするときは、補助金等交付申請書に次の書類を添えて提出してください。

- (1) 事業計画書
- (2) 資金計画書（収支予算書）
- (3) 団体の運営に関する規約、会則等
- (4) 会員名簿（最新のもの）
- (5) 市税等の完納証明書（市役所本庁納税課、各総合支所税務課にて有料発行しています。）
※法人の場合は「法人及び代表者の証明」を、法人以外は「代表者の証明」のみを添付してください。

◎資金計画書（収支予算書）の作成にあたっての注意

- ①各費目ごとに、算出根拠（内訳）等をできるだけ詳しく記入してください。
- ②根拠資料（見積書等）を提出してください。
事業実施以前に見積徴収が可能な下記経費については、出来る限り提出をお願いいたします。
（報償費、旅費交通費、印刷製本費、広告費、使用料・賃借料、備品購入費等）
また、講師・出演者について決定している場合は、プロフィール等を添付してください。

★申請書類（上記（1）、（2））は市民協働・男女参画課のほか、北方・北浦・北川の各町総合支所地域振興課、市民協働まちづくりセンター等においてあります。また、市ホームページからもダウンロード出来ます。

6. 申請書受付期間及び提出先

平成23年4月1日（金）～4月28日（木）17時15分までに延岡市役所市民協働・男女参画課市民協働係（本庁舎2階）まで直接持参してください。

（北方町、北浦町、北川町の団体の方は、各町総合支所地域振興課への持参でも結構です。）

7. 事業の選考

事業の選考は、次のように行います。

- (1) 識見を有する者、市民代表のほか市職員等からなる検討会議において、次の要領で行います。
 - ① **新規の申請事業については、プレゼンテーション（内容説明）を行っていただきます。**その上で、書類審査を含めて検討を行います。プレゼンテーションの開催期日等については後日お知らせします。
 - ② 必要な場合には、随時電話等で内容聴取（ヒアリング）を行います。
- (2) プレゼンテーション及び書類審査の結果等を踏まえ、検討会議が総合的に評価し、事業種毎に採択する事業及び補助金額の検討を行います。
- (3) 検討会議は、検討結果を市長に報告します。
- (4) 市長は、検討会議による検討結果を尊重し、補助金を交付する事業を決定します。
- (5) 選考結果については、各申請団体に通知します。

なお、この結果については、市広報紙等を通じて広く市民に公表します。

8. 事業実施

- (1) 事業期間は、**平成24年3月31日まで**となります。
- (2) 補助決定の事業計画内容と、実施内容に大幅な相違がある場合は、補助金を交付できない場合があります。事業内容の変更又は事業を中止する場合は、市長の承認が必要となりますので、「事業計画変更承認申請書」を提出してください。

9. 実績報告・補助金交付(請求)

補助決定団体は、事業完了後1ヶ月以内又は当該年度末のいずれか早い時期までに、事業実績を報告してください。なお、報告をするときは、次の点に留意してください。

- (1) 実施した事業はどのような内容であったのか、どのような効果があったのかなど、自ら事業の評価を行い、実績を報告してください。
- (2) 事業報告書には、次の書類を添付してください。
 - ① 収支決算書
 - ② 経費を支出したことを証する書類(領収書の写し等)
 - ③ 事業の着工前後又は実施状況等の写真
 - ④ その他事業の実施に関する書類等
- (3) 補助金は、原則、団体からの請求に基づき、精算払により交付します。**ただし、事業の遂行上必要と認められる場合には、補助金の概算払(90%以内)を請求することができます。**

10. 事業の流れ

おおまかな事業の流れは、次のとおりです。

●事業の公募	・ 市民活動団体等から事業を募集します。【3月28日～4月28日】
●各団体から申請書の提出	・ 市民活動団体等は、補助金等交付申請書(事業計画書等を添付)を、市民協働・男女参画課(市民協働係)に提出します。【4月1日～4月28日】
【検討会議】 ●プレゼンテーション、 書類審査、内容聴取	・ 検討会議において、プレゼンテーション、書類審査を実施します。また、必要に応じ電話等で内容聴取を行います。【5月上旬予定】 ・ 検討会議が総合的に評価し、事業種ごとに採択する事業及び補助金額の検討を行います。 ・ 検討結果を市長に報告します。【5月中旬予定】
●選考結果の通知	・ 最終的に市長が決定し、各申請団体に結果を通知します。【5月下旬予定】
●事業実施	・ 事業の遂行上、必要と認められる場合には、補助金の概算払を請求することができます。
●実績報告、補助金交付	・ 実績報告に基づき、補助金の額の確定を行い、補助決定団体に補助金を交付します。

11. お問い合わせ

◇企画部 市民協働・男女参画課 市民協働係(本庁舎2階)

〒882-8686 延岡市東本小路2番地1

TEL 0982-22-7079

FAX 0982-22-7090

MAIL kyodo@city.nobeoka.miyazaki.jp

URL <http://www.city.nobeoka.miyazaki.jp>

